

答 申 第 6 9 5 号

平成 30 年 9 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、平成30年9月4日付け神
危第1242号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

交通事故リスク情報整備業務の実施に伴う交通事故データの収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 幼児・児童に関する事故情報の地図データベースの作成、及び小学校区ごとの交通事故の多発箇所や発生条件を分析して、地理情報システム (GIS) で可視化するため、兵庫県警察が保有する交通事故データを収集することは、学校における交通安全教育等に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

交通事故リスク情報整備業務の実施に伴う交通事故データの収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【交通事故データ】

兵庫県警察本部が保有する平成24年度以降の交通事故にかかる以下のデータ(神戸市内関係分に限る)

- ・都道府県警察署等コード
- ・本票番号
- ・死者数
- ・重傷者数
- ・軽傷者数
- ・発生日時
- ・昼夜別
- ・年齢(第1当事者、第2当事者※のみ)
- ・当事者種別
- ・事故類型
- ・法令違反(第1当事者、第2当事者※のみ)
- ・通行目的
- ・危険認知速度
- ・車両走行状態
- ・発生場所
- ・天候
- ・路面状態
- ・道路形状
- ・行動類型
- ・信号有り無し
- ・道路線形

※第1当事者、第2当事者

第1当事者は、事故の直接の原因を作ったか、過失の重い当事者であり、第2当事者は第1当事者に比して過失が軽いか過失の無い当事者である。